

標 題：

非常操舵場所に船首方位情報を与える措置

NKテクニカル インフォメーション

No. : 1 5 2

Date : 平成6年10月31日

関係船主、造船所 各位

1974 SOLASの1989年改正第V/12(f)規則に定められている「非常操舵場所に船首方位情報を提供するための措置、とくに目視によるコンパス方位を提供するための措置」に対する本会の解釈、及び同規則に対する各国政府の特別要件は、弊会のテクニカルインフォメーションNo. 144にてお知らせした通りです。

今般、アルゼンチン政府より、非常操舵場所に対する「目視によるコンパス方位を提供するための措置」として「ジャイロレピーターを恒久的に備える」よう指示がありました。

よって、今後アルゼンチン籍として建造される船舶で、非常操舵場所が場合には、同国政府のこの要件を考慮する必要がありますので、お知らせ致します。

以 上